

令和6年度 八戸市危険空き家等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、老朽化等により周辺に悪影響を及ぼしている、または、その恐れがある危険な空き家の解体を促進し、暮らしやすい住環境の形成を推進するため、空き家の解体に要する経費に対し、予算の範囲内で八戸市危険空き家等除却事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和61年八戸市規則第1号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。

(2) 特定空家等

空き家のうち、空家法第2条第2項に規定する特定空家等(自主的な対応が可能な者に対する空家法第22条第3項に規定する命令に係る部分を除く。)として市長が認めるものをいう。

(3) 所有者等

空き家の所有者で次のいずれかに該当する者(個人に限る。)をいう。

- ア 不動産登記事項証明書に所有者として登記されている者
- イ 固定資産課税台帳に所有者として登録されている者
- ウ ア又はイの相続人

(4) 居住誘導区域

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域であって、八戸市立地適正化計画(平成30年策定)により定められた区域をいう。

(5) 無接道敷地

建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項の接道要件を満たさず、かつ、同条第2項の規定による特定行政庁の認定又は許可を得ていない敷地をいう。ただし、空き家が存する敷地の隣接地を自己が所有している場合には、その隣接地も含めて一体の敷地とみなした上で、無接道敷地の可否を判断するものとする。

(補助対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者をいう。

- (1) 所有者等であること。ただし、申請者以外に当該空き家の所有権を有する者(以下「権利関係者」という。)が存する場合には、権利関係者全員の同意を得ていること。
- (2) 八戸市に納付すべき市税(市民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。(補助対象世帯の構成員全員)
- (3) 八戸市暴力団排除条例(平成23年八戸市条例第48号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。(補助対象世帯の構成員全員)

(4) 除却工事の実施にあたり、国及び地方公共団体等からの補助を併せて受けていないこと。

(補助対象空き家)

第4 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に所在し、空き家となっている住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満の店舗等併用住宅を含む。）であること。
- (2) 八戸市特定空き家等判断基準（令和4年策定）に規定する特定空き家等判定票Aに基づく評点の合計が100点以上であって、かつ、当該空き家が倒壊又は部材が落下した場合等に、周辺の建築物や通行人等に対し保安上危険となるおそれがあり、その危険等の影響度や切迫性が高いと判定された空き家であること。
- (3) 所有権以外の私権が設定されていないこと。
- (4) 故意に破損させたものでないこと。

(補助対象工事)

第5 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空き家の全部を除却し、敷地を更地にする工事とする。

2 補助対象工事は、市内に本店、支店等を有する法人または個人事業主であってかつ、次のいずれかに該当する者に請け負わせるものとする。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）を受けた者

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者

3 補助対象工事は、第10第1項の交付決定後に着手するものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第6 補助の対象となる経費（消費税及び地方消費税の額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

2 補助額は補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、上限額は次の表に掲げる額とする。

区分		上限額
居住誘導区域内	無接道敷地	40万円
		30万円
居住誘導区域外	無接道敷地	30万円
		20万円

(事前調査等)

第7 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするにあたり、補助を受けようとする住宅が補助対象空き家の要件を満たしていることを確認するため、事前調査申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（別記第 2 号様式）
 - (2) 建物の登記事項証明書又は納税通知書（固定資産課税明細書）
 - (3) 建物の位置図
 - (4) 建物の現況写真（撮影年月日が明示されたもの）
 - (5) 申請者が相続人の場合には、所有者との関係が分かる書類（戸籍等）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請の受付期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 11 月 22 日までとする。
- 3 市長は、第 1 項の申請があった場合は、書類審査及び現地調査を行い、補助対象空き家に該当するかどうかを判定し、当該申請をしたものに通知するものとする。（別記第 3 号様式）

（交付の申請等）

第 8 第 7 の規定により補助対象空き家に該当すると判定を受けた空き家について補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事の実施前に交付申請書（別記第 4 号様式）に次の各号に掲げる必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 市税の納付状況を公簿等により確認することに対する同意書（別記第 5 号様式）
 - (2) 当該空き家に関する共有者同意書（別記第 6 号様式。共有者等がいる場合のみ）
 - (3) 不動産登記法第 14 条地図又は公図（無接道敷地の場合のみ）
 - (4) 隣接する全ての土地の登記事項証明書（無接道敷地の場合のみ）
 - (5) 解体工事の見積書の写し
 - (6) 口座振替受領申出（変更届出）票
 - (7) 預金通帳（口座番号と名義人記載）の写し
 - (8) 委任する場合は委任状
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請の受付期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 13 日までとする。
- 3 受付は、先着順とし、予算の額に達した場合は申請の受付期間終了日を待たずに打ち切ることができる。

（申請の取下げ）

第 9 第 8 の規定による申請の取下げをするときには、八戸市危険空き家等除却事業補助金申請取下届（別記第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 10 市長は第 8 に規定する申請書を受理した場合において、当該申請書の内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは八戸市危険空き家等除却事業補助金交付決定通知書（別記第 8 号様式）により、補助金の不交付を決定したときは八戸市危険空き家等除却事業補助金不交付決定通知書（別記第 9 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合でも、第 13 の規定による完了報告が期限までに提出されなかったときは、当該交付の決定を取り消すことができるものとする。
- 3 市長は、既に決定した交付決定額の合計に申請額を加えた額が予算の範囲を超える場

合、当該申請者に対する交付決定額を予算の範囲内まで減額することができる。

(申請内容の変更)

第 11 第 10 の規定による補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該決定を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに八戸市危険空き家等除却事業補助金変更承認申請書(別記第 10 号様式)にその内容を確認することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、八戸市危険空き家等除却事業補助金変更承認通知書(別記第 11 号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

3 第 1 項において、補助決定者が死亡した場合は、当該補助決定者の相続人を補助決定者に読み替えるものとする。

(交付の辞退)

第 12 補助決定者は、当該交付決定通知を受けた後において補助金の交付を辞退するときは、速やかに八戸市危険空き家等除却事業補助金辞退届(別記第 12 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項において、補助決定者が死亡した場合は、当該補助決定者の相続人を補助決定者に読み替えるものとする。

(完了の報告)

第 13 補助決定者は、補助金の交付決定に係る事業が完了したときは、八戸市危険空き家等除却事業補助金事業完了報告書(別記第 13 号様式)に次の各号に掲げる必要な書類を添えて、令和 7 年 2 月 14 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事の支出に係る領収書の写し
- (3) 施工後の写真(撮影年月日が明示されたもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 14 市長は、第 13 の報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等により事業の完了を確認した上で補助金の額を確定し、八戸市危険空き家等除却事業補助金確定通知書(別記第 14 号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 第 14 の規定による通知を受けた補助決定者は、当該通知を受理した日から 14 日以内に八戸市危険空き家等除却事業補助金請求書(別記第 15 号様式)を市長に提出するものとする。

(交付)

第16 市長は、第15の規定による請求があったときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附

この要綱は、令和6年4月 日から実施する。